

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

第1節 ノーマライゼーション・人権擁護の推進		これまでの主な取組み	平成26年度の新たな取組み	目標とする指標
施策の体系	第1項 ノーマライゼーション理念の普及啓発 ○ 障害について正しく理解し、共に支え合って生きていく意識を育むために製作した「福祉読本」を、市内全ての小・中学校に配布し、子どものころから共に暮らす社会を実現することへの理解を促進します。 ○ 障害者週間(12/3～12/9)に合わせたパネル展の開催や、「広報あおもり」、市ホームページへの掲載などによる広報活動を展開し、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。 ○ ノーマライゼーション理念の普及啓発にあたっては、地域社会における共生、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮等の障害者基本法に定める基本的な考え方を周知します。 また、障害のある方やその家族が抱える悩みや体験等について、様々な機会を捉え市民に情報発信するなど、より効果的な理念の普及啓発に努めます。	・小中学生への福祉読本の配布 ・ハンセン病に対する理解の促進 ・障害者週間啓発イベント(パネル展等)の開催	・福祉読本の内容の見直し ・障害者週間啓発イベントの充実 ・「障害」の「害」の字のひらがな表記 ・後見人等の親族申立てによる報酬助成 ・市民後見人のフォローアップ研修の開催	・ノーマライゼーションに対する満足度 基準値 8.1%(H24) ⇒現状値 8.5%(H25) 目標値 14.3%(H27)
	第2項 権利擁護の推進 ○ 知的障害のある方など自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な方に対し、市社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービスなどの日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。 ○ 関係団体と連携・協力しながら、成年後見制度の利用を支援するとともに、養成研修等により、成年後見等の担い手となる市民後見人や法人後見の育成と活用を図ります。 ○ 障害のある方の虐待防止については、障害者虐待防止センターの機能を設け、相談支援事業所など関係機関との連携協力により、速やかに対応できる体制を確保するとともに、虐待防止に関する意識啓発を図ります。	・成年後見制度の利用支援 ・市民後見人養成研修の開催 ・法人後見実施のための成年後見制度講習会の開催(H26.3.23予定) ・障害者虐待の通報受付・対応	・障害者虐待の相談・通報に対応した割合 基準値 100%(H24) ⇒現状値 - (H25) 目標値 100%(H27)	

第2章 障害者の安全・安心の確保

第1節 障害者の安全・安心の確保		これまでの主な取組み	平成26年度の新たな取組み	目標とする指標
施策の体系	第1項 生活環境のバリアフリー化 ○ 「青森市バリアフリー推進整備計画」(平成15年9月策定)に基づき、道路の段差解消、点字ブロック設置など、歩行空間等の整備を推進します。 ○ 「青森市所有施設バリアフリー整備方針」(平成15年2月策定)に基づき、建物へのエレベーターやスロープ、障害者用トイレの設置など、安全性、利便性に配慮したバリアフリー整備を推進します。 ○ 「青森市住生活基本計画」(平成21年2月策定)に基づき、市営住宅の性能の維持・向上にあたっては、エレベーター・手摺の設置や床段差の解消などのバリアフリー化により、さまざまな身体状況等に応じた住宅の供給に努めます。	・交通安全確保のための道路環境の整備 ・青森市有施設バリアフリー整備方針の見直し(作業中)		・市所有施設バリアフリー化達成度 基準値 48.2%(H23) ⇒現状値 48.2%(H24) 目標値 48.6%(H27)
	第2項 災害時における安全の確保 ○ 「青森市災害時要援護者避難支援プラン」(平成21年12月策定 平成24年7月改訂)に基づき、避難支援者や町(内)会関係者、民生委員・児童委員などの地域関係者と連携し、災害時要援護者に対する災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導などの避難支援体制の充実を図ります。 ○ 社会福祉法人等の施設設置者と連携協力しながら福祉避難所の確保に努めていくほか、災害が発生した際に開設できる体制を推進します。	・災害時要援護者の登録 ・災害時避難行動要支援者マップの作成及び地域関係者への説明会の開催 ・福祉避難所の確保に関する協定の締結	・避難支援者のボランティア保険への加入、難病患者への制度周知の推進、マップの充実	・地震などの災害に対する家庭における意識度 基準値 62.7%(H24) ⇒現状値 56.7%(H25) 目標値 69.1%(H27)
	第3項 防犯対策・消費者自立支援対策の推進 ○ 防犯関係団体や警察等との連携のもと、障害のある方やその家族が犯罪に巻き込まれないよう、防犯に係る普及啓発活動、犯罪被害防止活動などの各種防犯事業への支援により、地域の防犯意識の高揚や自主的な防犯活動を促進します。 ○ 関係機関などとの連携を図りながら、青森市消費生活センターにおいて消費生活相談等を行うほか、消費生活出前講座や広報紙等の各種啓発活動により、分かりやすい情報提供を進めます。	・安全・安心まちづくりに対する意識を高めるための啓発活動の実施 ・消費生活相談・啓発活動の実施		
	第4項 地域で支え合う体制の充実 ○ 地域団体や地域住民等が連携して行う雪処理や防災、見守り、健康づくり等の様々な支援を通じて、地域で支え合う体制の充実を図ります。 ○ ボランティア団体の活動に関する情報提供や、見守りを行う地域住民ボランティアグループへの支援を通じ、幅広い世代から地域福祉を担う人材の育成・確保を図ります。 ○ 「青森市地域福祉計画」により、NPO、ボランティア、その他市民活動団体と行政が協働により、共に支え合い、助け合うことができる地域福祉社会の実現に向けた取組みを推進します。	・スノーレスキューの実施 ・屋根の雪下ろし費用の助成 ・バス借上げ費用の助成 ・青森市地域福祉計画の策定		

第3章 障害者の地域生活支援の充実

施策の体系	第1節 生活支援の充実
	第1項 日常生活支援の充実
	主な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービス、重度の肢体不自由者等への介護、日中の創作活動や生産活動の支援、必要な訓練等の提供、短期間の入所、補装具や日常生活用具などの給付のほか、散髪等による衛生確保や食の宅配による食の提供などの支援、重度の障害のある方等に対する各種手当の支給や医療費の助成を行うなど、障害のある方のニーズや特性に応じたきめ細かなサービスの提供を図ります。 ○ 重症心身障害児・者など特別な支援を必要とする方については、18歳以上になった場合でも、これまでと同様の通所・入所サービスを提供することができるよう、児者一貫した支援を確保します。 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、「青森市障害福祉計画」に基づき、障害の特性を踏まえ、必要なサービス提供体制の確保に努めます。 ○ 精神障害のある方の地域生活への移行については、精神障害に対する理解の普及啓発を行うほか、通院、訪問看護などの保健・医療と、就労支援等の福祉サービスとの連携を図りながら、地域移行や地域定着を推進します。 ○ 障害のある方に対する情報提供として、「広報あおもり」や市ホームページ、「あおもり市議会だより」への掲載、各種福祉制度を紹介したガイドブック等を作成・配布するほか、点字や音声により情報提供を行い、視覚障害者の情報入手手段を確保します。
第2項 療育・教育の充実	
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の早期発見、早期療育を行うとともに、発達障害や情緒障害など障害のある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、ライフステージに応じた日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた相談・支援により、生涯を通じた切れ目ない総合的なサービスの提供を図ります。 ○ 障害のある子どもを持つ家族に対し、青森市子ども支援センターや保育所、青森市教育研修センターなどにおいて子育て相談を行うほか、青森県中央児童相談所や青森県発達障害者支援センター、特別支援学校などの相談機関についての情報提供を推進します。 ○ 教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための特別支援学級の設置や、特別支援教育支援員による学習活動上の支援のほか、障害のある児童生徒の就学指導など、一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を推進します。 ○ 情緒障害教育やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害に対する教育など、それぞれの障害に配慮した指導、支援に努めます。 	
第3項 保健・医療の充実	
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健(検)診における受診勧奨や、個別健(検)診や集団健(検)診などの実施により、障害のある方にとって受診しやすい環境づくりを推進するほか、乳幼児健診や精神発達精密健康診査、保健師による訪問指導などを通じて、障害の原因となる疾病等の予防及び早期治療や障害の早期発見の推進を図ります。 ○ こころの健康に対する普及啓発に努めるとともに、相談支援者養成セミナーの開催による相談支援の充実などにより、こころの健康づくりを推進します。 ○ 医師・看護師・理学療法士・保健師等による医療相談や訪問相談により、難病患者やその家族の不安の解消を図るほか、入浴介護、家事等の援助、日常生活用具の給付などにより、難病患者の日常生活の支援を行います。 	
第2節 相談支援の充実	
第1項 相談支援体制の充実	
主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業所を中心に、サービス提供事業者、医療機関などの関係機関等と連携協力しながら、相談支援専門員や障害者相談員のスキルアップなどにより、多様なニーズに対し総合的にサービスを提供できる相談支援体制を構築するとともに、様々な広報媒体を活用した情報提供に努めます。 ○ 障害のある方の地域生活における課題を検討し、社会資源や各種制度の有効活用を図るため、相談支援事業者や保健・医療・福祉・教育などの関係機関による青森市障害者自立支援協議会を活用するなど、相談支援体制の推進を図ります。 ○ 相談支援事業所をはじめとする福祉、保健、医療、教育などの分野が連携を図り、障害のある方のニーズ合った多様なサービスを総合的・一体的に提供する障害者ケアマネジメント体制を構築するとともに、サービス等利用計画の作成や、必要に応じたモニタリングを行い適切なサービス提供に努めます。 ○ 障害のある子どもについても、ライフステージに応じた保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関との連携による障害児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。 	

これまでの主な取組み	平成26年度の新たな取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス、通所介護等の自立支援給付費の支給 ・難病患者等に対する障害福祉サービスの提供 ・日常生活用具の支給、補装具の交付 ・精神障害者に対する地域移行・地域定着支援の実施 ・福祉ガイドブックのテープ・CD版の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の対象者拡大 ・「障害程度区分」から「障害支援区分」への名称変更・調査項目の見直し ・障害福祉計画(第4期 H27～29)の策定 ・軽度・中等度難聴児への補聴器の購入費助成 ・障害者自立支援協議会の活動の推進(日常生活支援)
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の実施 ・障害児等療育支援の実施 ・青森市子ども支援センター等における子育て相談の実施 ・特別支援教育支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育支援員の増員 ・LD・ADHD通級指導教室の開設
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療の給付 ・乳幼児健診、各種健(検)診 ・健康相談及び健康講座の実施 ・健康づくりサポーターの育成、活動促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の健康づくり活動を牽引する人材の育成
これまでの主な取組み	平成26年度の新たな取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所との連絡会議による情報共有及び相談支援専門員等のスキルアップ ・精神保健福祉士の相談窓口への配置 ・計画相談支援の実施、対象者の拡大 ・障害者自立支援協議会の充実(協議会のあり方検討、委員構成の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会の活動の推進(相談支援)

目標とする指標

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉に関する満足度 <ul style="list-style-type: none"> 基準値 6.3%(H24) ⇒現状値 6.5%(H25) 目標値 6.4%(H27) ・子育て支援に対する満足度 <ul style="list-style-type: none"> 基準値 9.5%(H24) ⇒現状値 8.7%(H25) 目標値 10.0%(H27) ・乳幼児健診の受診率 <ul style="list-style-type: none"> 基準値 96.0%(H23) ⇒現状値 96.9%(H24) 目標値 97.7%(H27)
--

第4章 障害者の自立した生活の促進

第1節 社会参加の促進		これまでの主な取組み	平成26年度の新たな取組み	目標とする指標 目標とする指標
施策の体系	第1項 移動支援・意思疎通支援の充実 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者や車いすを使用している身体障害者などに対し、ヘルパーの派遣や車いすのまま自動車で移動できる手段の提供、バス料金の無料化など、外出時の移動を支援します。 ○ 聴覚障害者、中途失聴者及び音声・言語機能障害者、視覚障害者、知的障害のある方などの意思疎通に支援が必要な方に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣など障害の特性に応じた意思疎通の手段を確保するほか、意思疎通を行う者の養成などにより意思疎通を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの派遣、外出介護の支援、タクシー券・給油券の交付、福祉乗車証の交付 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者養成研修事業の実施 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣報酬単価の見直し 	
	第2項 交流機会の充実 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある方が利用しやすい施設環境づくりや、障害者団体に対する後援等を通じた各種イベントの開催促進など様々な支援により交流機会の充実を図り、障害のある方の積極的な社会参加と相互理解の促進を図ります。 ○ 「青森市スポーツ推進計画」(平成25年2月策定)に基づき、障害のある方のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図り、スポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。 ○ 障害のある方が相互に親睦を深め、対話・娯楽・読書など交流の場として気軽に利用できる公共施設(青森市ふれあいの館)の適正な運営管理を行い、交流機会の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体への助成 ・青森県障害者スポーツ大会への協力 ・ふれあいの館の運営管理 	・民間企業における障害者の雇用率 基準値 1.65%(H24) ⇒現状値 1.75%(H25) 目標値 1.7%(H27)	
第2節 就労支援の充実		これまでの主な取組み	平成26年度の新たな取組み	
施策の体系	第1項 雇用の場の確保の促進 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある方を新たに雇用した企業に対する支援や、市役所における職員採用のほか、物品等の調達に当たり障害者雇用促進企業の優先取扱いに努めるなど、雇用の場の確保を促進します。 ○ ノーマライゼーション理念に基づき、障害のある方の就労を促進するため、労働局、公共職業安定所などの関係機関と連携し、企業と障害のある方とのマッチングを図るほか、広報紙や市ホームページなどを通じて、障害者雇用に関する情報提供や相談・支援制度等について周知に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者雇用奨励金の交付 ・障害者雇用に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 ・障害者自立支援協議会の活動の推進(社会生活支援) 	
	第2項 就労移行の支援 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある方のニーズや特性に応じ、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、相談等により一般就労に円滑に移行できるよう支援を行うとともに、一般就労が困難な方については、創作的活動や生産活動などの福祉的就労への支援を行います。 ○ 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成するなど、障害者就労施設等の受注機会の増大に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行、就労継続支援の実施 ・青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定 ・地域活動支援センターから就労継続支援B型事業所への移行 		

第5章 障害者福祉施設サービスの充実

第1節 障害者福祉施設整備の促進		これまでの主な取組み	平成26年度の新たな取組み	目標とする指標 目標とする指標
施策の体系	第1項 障害者福祉施設整備の促進 主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づく居住系サービスや、障害者支援施設における日中活動系サービスを提供するなど、障害のある方のニーズや特性に応じたきめ細かなサービスの提供を図ります。 ○ 障害者支援施設に入所している障害のある方の中で、地域での生活を希望する方や、社会的な入院をしている退院可能な精神障害のある方の地域生活への移行・定着にあたっては、グループホームやケアホームなどの居住の場や、自立訓練や就労などの日中活動の場の提供体制の確保に努めます。 ○ 「青森市住生活基本計画」に基づき、障害のある方に対し、賃貸住宅の的確な供給と円滑な入居が促進されるよう、県やその他の公的機関との連携強化を進め、住宅セーフティネットの機能の充実を図ります。 ○ 障害福祉サービス事業者に対し、集団指導や実地指導により、給付サービスや自己評価等に関する適切な指導、助言を行うとともに、障害者福祉施設等に対する指導監査により、障害福祉サービスの質の向上及び業務の適正化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム及び施設入所支援等の自立支援給付費の支給 ・指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の充実(集団指導、実地指導、監査の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアホームのグループホームへの一元化に伴う外部サービス利用型共同生活援助の創設(グループホーム利用者に対する介護サービスの提供) 	